

令和 7 年度事業計画書

公益社団法人 全国行政相談委員連合協議会

令和7年度 事業計画

I 方針

社会・経済情勢が大きく変化する中、国民と行政とをつなぐ懸け橋として、国民の行政に関する苦情の解決の促進のために活動している行政相談委員（以下「委員」という。）の役割はますます重要なものとなっている。

一方で、委員制度の認知度の向上は依然として大きな課題となっており、また、大規模災害の発生、少子・高齢化やデジタル化の進展も委員活動に大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中で、委員各自が委員制度の意義と重要性を深く認識し、総務省と連携して、委員制度に対する国民の理解を深める活動を充実するとともに、社会の急激な変化に対応した委員活動を推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、全国行政相談委員連合協議会（以下「全相協」という。）は、行政の民主的な運営に寄与するため、各地の行政相談委員協議会（以下「地相協」という。）や行政相談委員連合協議会（以下「広相協」という。）と協力し、委員活動支援事業を一層充実していく必要がある。

このような認識の下、令和7年度においては、次の事項に重点を置いて、効果的な事業の実施に努めるものとする。

- ① 委員活動を支援するための各種資料等の作成・配布事業については、委員のニーズや意見等を反映した魅力ある資料等となるよう、委員を構成員とする資料等検討委員会を開催して検討を行い、より多くの委員の活用を促進する。
 - ② 研修助成事業については、広相協が企画する広域的な委員研修及び地相協が企画する新規委嘱委員等研修を対象に、昨年度と同程度の助成を行う。
 - ③ 大規模自然災害が発生した際に委員や地相協・広相協が行う被災者支援活動を支援するため、経費の一部を助成する等の措置を講ずる。
 - ④ 創生事業特定資産の果実を使用して行う創生事業については、地相協が行う地域の特性に応じて行う委員制度の啓発宣伝や委員研修などの事業を対象に、昨年度と同程度の助成を行う。
 - ⑤ 地相協や広相協の活動の活性化に資するため、地相協・広相協の会長・事務局長等に対する全相協の理事会結果等の連絡を緊密に行うとともに、地相協や広相協の役員会や研修会等に全相協会長等が参加し意見交換する機会の拡大を図る。
- また、本年度が地相協役員の改選期に当たることを踏まえ、新任の地相協会長や会長経験の浅い方々を対象に、全相協を始めとする委員団体の役割、事業活動等に関する講習会を開催する。
- ⑥ 事務・事業の運営に当たっては、効率化を推進するとともに、経費等の節減合理化に努めるなど財務基盤の確立を図る。

II 事業計画

1 行政相談委員活動支援事業（公益目的事業 1）

(1) 委員活動を支援するための各種資料等の作成・配布事業

委員活動を支援するための各種資料等の作成・配布事業については、委員のニーズや意見等を反映した魅力ある資料等となるよう、委員を構成員とする委員会を開催して検討を行い、より多くの委員の活用を促進する。

令和 7 年度は、次の資料等を作成し委員を通じ国民に配布する。

① 季刊行政相談

行政相談に関する最新情報を満載した唯一の専門誌「季刊行政相談」を年 4 回発行し、委員及び市区町村の行政相談担当窓口等に配布する。

② 委員制度の啓発宣伝用リーフレット及びパンフレット

委員制度の啓発宣伝用リーフレット「ご存知ですか？ あなたの街の行政相談委員」（令和 7 年度版）及びパンフレット「ご存じですか？ 行政相談」を作成し、委員を通じ各種イベントや行政相談出前教室（講座）、行政相談懇談会などで配布するほか、公的施設等への備え付け等の多様な方法による活用を推進する。

③ くらしに役立つ「豆知識」

自然災害などにより被災した場合の生活再建制度の概要をわかりやすく解説した「くらしに役立つ『豆知識』いざというときに役立つ災害復旧の手掛かり」を作成し委員を通じ国民に配布する。

④ 行政相談委員手帳

行政相談委員法等の委員活動の根拠や活動範囲、最近の行政相談実績など、委員活動に必要な基礎情報を掲載した「行政相談委員手帳」（令和 8 年版）を作成し委員に頒布する。

⑤ その他委員活動の参考書

令和 7 年度は、新たに「行政相談委員のための HOW TO 行政相談」（五訂版）を作成し委員に頒布する。

このほか、「行政相談事例集（改訂版）」、「行政相談委員活動のためのキーワードのスマートフォン講座」、「行政相談委員交流フォーラム」、「行政相談出前教室開催の手引き」及び「行政相談委員制度 60 周年記念誌」を作成し委員に頒布する。

⑥ 委員活動支援グッズ

委員が啓発宣伝活動や相談活動を行う際に使用するベスト及びバナースタンドを作成し委員に頒布する。

令和 7 年度は、新たに、定例相談所の窓口等に設置する「行政相談ミニのぼり」を作成し委員に頒布する。

(2) 研修助成事業

研修助成事業については、①広相協が企画する広域的な委員研修、②地相協が企画する新規委嘱委員や委員経験の浅い委員を対象とした研修及び③地相協が企画する委員の自己研鑽を支援するための研修を対象に、昨年度と同程度の助成を行う。

(3) 大震災等支援助成事業等

大規模自然災害が発生した際に委員や地相協・広相協が行う被災者支援活動を支援するため、引き続き活動経費の一部を助成する。また、被災地域のニーズに応じて全相協発行資料を無償提供するなどの措置を講ずる。

(4) 行政相談に関する調査研究及び資料の収集・提供と国際交流等

- ① 行政相談に関する調査研究及び資料の収集を行うとともに、諸外国のオンブズマン等との交流を図り、得られた委員活動の参考となる情報を季刊行政相談や全相協ホームページ等を通じて委員に提供する。
- ② 男女共同参画推進連携会議、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会、日本オンブズマン学会等に参加し、委員活動の参考となる情報の収集・提供に努める。

2 行政相談委員活動支援事業（創生事業）【公益目的事業2】

創生事業特定資産の果実を使用して行う創生事業については、地相協が地域の特性に応じて行う委員制度の啓発宣伝、委員の研修などの事業を対象に、昨年度と同程度の助成を行う。

なお、創生事業特定資産の造成については、令和6年度に目標額（3億円）を達成したことから、令和7年度は新たな寄附の募集は行わないものとする。

3 管理業務

(1) 委員や地相協・広相協との連携

① 地相協や広相協との連携

地相協や広相協の活動の活性化に資するため、地相協・広相協の会長・事務局長等に対する全相協の理事会結果等の連絡を緊密に行うとともに、地相協や広相協の役員会や研修会等に全相協会長等が参加し意見交換する機会の拡大を図る。

また、本年度が地相協役員の改選期に当たることを踏まえ、新任の地相協会長や会長経験の浅い方々を対象に、全相協を始めとする委員団体の役割、事業活動等に関する講習会を開催する。

② 全相協だよりの発行、配布

全相協の事業活動を委員に周知するため、「全相協だより」を作成し全委員に配布する。

(2) 頸彰及び補償

① 頸 彰

行政相談委員制度の発展に資するため、委員活動及びその支援活動に功績のあった者又は団体に対し、全相協会長の表彰状又は感謝状を贈呈する。

委員活動の支援に顕著な貢献のあった者又は団体に対する表彰は、委員制度の認知度アップにつながる効果が期待されることから、その積極的活用を図る。

② 補 償

委員が行政相談業務従事中に被災した事故などに対処するため、傷害保険に加入する。

(3) 賛助会員の募集

全相協の活動に対する理解と支援を拡大するため、賛助会員の募集に努める。

令和7年度は委員の委嘱替えの時期に当たり、これまで長期間に亘り委員活動を行ってこられた方々が退任されることが見込まれるので、それらの方々に対しOB賛助会員となっていただくようお願いする。